平成２３年（フ）第２０８号
山形市松山３丁目10番21号
債務者　伊藤　照美
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１０号
山形市桜田南１番19号　コロニーハイツ104号、前住所山形県南陽市萩生田1335番地コーポすずきＢ棟102号室
債務者　近嵐有希子
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１１号
山形市陣場３丁目１番22号
債務者　平間　正行
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７８号
山形県酒田市大町７番23号、前住所山形県酒田市旭新町16番19号
債務者　佐藤　誠裕
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第７９号
山形県東田川郡庄内町宮曽根字東前61番地１
債務者　佐藤　美幸
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第８３号
山形県酒田市駅東１丁目17番地の２、前住所山形県酒田市光ケ丘４丁目６番19号
債務者　荒生　　敬
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第１０９号
福島県会津若松市日新町３番48号、前住所東京都江東区亀戸８丁目８番10号
債務者　齋田　道大
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第１２０号
福島県喜多方市字経壇25番地１
債務者　新井田智賀
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第５２３号
茨城県笠間市寺崎161番地１
債務者　薄井　　実
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５２６号
茨城県水戸市平須町1820番地の475　エムロード21・Ｃ棟103号
債務者　後藤　純子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５４４号
茨城県ひたちなか市大字長砂1543番地８
債務者　駒田　隆紀
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５５５号
茨城県桜川市山口521番地
債務者　横矢　純子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５６４号
茨城県水戸市木葉下町292番地の６
債務者　河原井美智子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１８７７号
埼玉県上尾市栄町15―32　医療法人社団宗仁会武蔵野病院、住民票上の住所さいたま市南区大字大谷口5413番地　10棟103号
債務者　端坂　隆信
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７６３号
埼玉県ふじみ野市うれし野１丁目12番11―303号
債務者　小玉　幸生
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７７７号
埼玉県川越市大字木野目271番地10
債務者　北沢　正男
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７７８号
埼玉県川越市大字木野目271番地10
債務者　北沢　信子
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部